

要望に依えて 融雪後の道 路補修は早急に実施

本年の降雪にブルドザーがきましましては、土木委員の築道路確保に力つよい響きを急調査を実施し、砂利の積立てで大活躍しています。入、補修計画を立てて安全しかし住民の皆さんに不便な交通ができるよういたしをかけたことと思います。融雪後の路面維持管理に、皆さんの御力を。

軽油免許証の 出張交付

農耕用動力耕うん機に使用する軽油の免許証(切符)を、巻財務事務所が、出張交付いたしますので、ご希望の農家のみなさんは、当日関係書類を持参の上、申請し交付をうけられるようお知らせいたします。
なお、重油、灯油、ガソリンを使用する動力耕うん機は、免税とは関係ありませんので、ご注意ください。
記

出張交付

- 1日時 昭和43年3月14日 午前10時～午後3時
- 2会場 岩室村役場
- 3当日持参するもの
 - ①はじめての交付をうける方は
 - ②機械の内容が明確にわかる書類(機械の名称、エンジン番号、馬力数を記載した検査合格証又は売渡書など)
- ③印かん(共有の場合は全員の印かんが必要)
- ④万年筆又はボールペンの使用状況(残量等)
- ⑤前回交付をうけた軽油の使用前記の使用者証の記載事項に変更のあった場合は、その旨当日申出て下さい。

簡略になった 青色申告

青色申告

青色申告は、正しい記帳務署へ提出していただくことにより、正しい記帳の特典があり、実質的に税金がやすくなります。昭和四十三年分からは、記帳も今までより簡略になり、帳簿の経験のない方も容易に記帳することができま。この際進んで青色申告をして、事業の発展と、経営の合理化をはかりましょう。これからはじめて青色申告をされた方は、三月十五日までに「青色申告承認申請書」を税務署に提出して下さい。

簡略になった 青色申告

- ①機械の所有証明書(役場から証明をうける)
 - ②耕作面積証明書(役場から証明をうける)
 - ③印かん(共有の場合は全員の印かんが必要)
 - ④万年筆又はボールペン
 - ⑤申請書は各人で記載していただきます
- 2)すでに交付をうけている方は
- ①免税軽油使用者証(必ず持参のこと、この使用者証がないと免税証の交付をうけられませんが)
 - ②耕作面積証明書(役場から証明をうける)
 - ③印かん(共有の場合は全員の印かんが必要)
 - ④万年筆又はボールペンの支給する給与の金額が、必要経費に算入されること
- これにともない、青色専従者給与を必要経費に算入する方は、三月十五日まで、お芳志有難う御座居ました。岩室村社会福祉協議会

香典返しを寄附

和納四区星野康造さんより(父長造昭和四十三年一月二日死亡)香典返しとして金貳千円也を村の福祉資金にと寄附下さいました。お芳志有難う御座居ました。岩室村社会福祉協議会

三月保健 行事予定

雪がとけると外のゴミがもれなく参加するように目立ちます、きれいな環境で下さい。幼児期の最も大切な検査です。又この機会に初めに一般の血液型検査を行ないます。希望される方は血液型をしらべて不時に備えて下さい。
乳児幼児(三才児)集団検診を月末に行ないます。乳児対象者は42・4・2・42・9・30
幼児(三才児)は39・4・2・39・9・30までのもの
特に三才児検診該当者は、20まで出生のもの
該当者はもれなく受けて下さい。

月日	行	事	内	容	場	所
3・14	妊婦検診午後	二〇〇〇	〇〇〇	二回	本	岩室支所
3・15	麻疹はしか午後	二〇〇〇	〇〇〇	二回	本	岩室支所
3・15	麻疹はしか午後	二〇〇〇	〇〇〇	一回	本	岩室支所
3・15	麻疹はしか午後	二〇〇〇	〇〇〇	一回	本	岩室支所
3・18	血液型検診午前	二〇〇〇	〇〇〇	二回	本	岩室支所
3・22	乳児検診午後	二〇〇〇	〇〇〇	二回	本	岩室支所
3・26	幼児(三才児)検診午後	二〇〇〇	〇〇〇	二回	本	岩室支所
3・27	種痘午後	二〇〇〇	〇〇〇	二回	本	岩室支所
3・27	種痘午後	二〇〇〇	〇〇〇	二回	本	岩室支所
3・27	種痘午後	二〇〇〇	〇〇〇	二回	本	岩室支所
3・28	乳児検診午後	二〇〇〇	〇〇〇	二回	本	岩室支所
3・29	幼児検診(三才児)	二〇〇〇	〇〇〇	二回	本	岩室支所

天狗のハナくらべ 囲碁将棋大会

日時 3月24日(日) AM9時試合開始

場所 岩室公民館

参加者 岩室村に住んでいる人、勤めている人

試合方法 A・B・C級にわかれ予選リーグ 決勝トーナメント

(級の格付は過去の実績及び話し合いで定める)

会費 100円(中食を用意します)

申込 3月16日まで公民館 TEL1220

訂正おわび 広報「いわむろ」二月一日発行臨時号議会議員選開票結果、誤植につき次のとおり訂正いたします。

3税(所得税、住民税、事業税)申告は3月15日まで

全戸へお配りしたチラシをごらんになって、指定の日、指定の場所で必ず申告をすませましょう